

一般社団法人延岡市体育協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人延岡市体育協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県延岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、延岡市における体育・スポーツを振興し、市民の健康増進及び体力の向上を図り、スポーツ精神を養い、もって市民の心身の健全な発展と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体育・スポーツの振興に関する基本方針の確立及びその普及啓発
- (2) 加盟団体の育成強化と相互の連絡調整
- (3) 市民体育祭等各種スポーツ大会の開催及び援助
- (4) スポーツ教室、講習会、指導者養成等に関する各種事業の実施及び援助
- (5) 県民総合スポーツ祭等各種スポーツ大会への選手団の派遣
- (6) スポーツ少年団等少年スポーツ団体の育成
- (7) 体育・スポーツ施設の整備拡充の促進
- (8) 体育・スポーツ功労者、優秀選手等の表彰
- (9) 財団法人宮崎県体育協会等関係諸機関との連携調整及び連携
- (10) アスリートタウンづくりの推進
- (11) 延岡市、その他各種団体からの体育事業等の受託業務
- (12) 学校、その他の各種団体に対する指導者派遣
- (13) 体育・スポーツに関する著作物の出版及び販売
- (14) 体育・スポーツ施設及び各種スポーツ大会等における記念品、飲料水等物品の販売
- (15) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正社員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を援助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申し込みをし、正会員は理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 入会金

①正会員 1名・1団体 10,000円

(2) 会費

①正会員 年額 5,000円

②賛助会員

個人会員 年額 一口 3,000円

団体会員 年額 一口 10,000円

2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第9条 会員は、当法人所定の様式による退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、これを除名することができる。

(1) 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき

(2) この定款、その他当法人の規則に違反するなど除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨を社員総会の一週間前までに通知するとともに、除名の議決を行う社員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(資格喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、会員の資格を喪失する。

(1) 死亡し又は解散したとき

(2) 2年以上会費を滞納したとき

(3) 総正会員が同意をしたとき

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前三条により当法人の会員でなくなったときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 前項の場合、当法人は、会員が既に納入した会費その他の拠出金品を返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名・1団体につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、一般法人法に定める事項及び次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散
- (10) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第18条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所、目的、審議事項を記載した書面をもって会日より10日前までに正会員に対して通知する。

3 会長は、第17条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から起算して30日以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において出席正会員の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者のそれぞれの合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証言する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定められるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、議事録著名人を出席理事の中から2名指名する。

3 議長及び前項の理事2名は、第1項の議事録に署名押印する。

第4章 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上30人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、4人以内を副会長とすることができる。
 - 3 理事のうち3人以内を業務執行理事とし、そのうちの1人を専務理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、代表理事の選定において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名した副会長候補者を理事会の決議によって定める。
- 4 専務理事は、理事会の決議によって、業務執行理事の中から定める。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 会長は、当法人を代表し、その業務を統括・執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(辞任)

第29条 役員が自己の都合により役員を辞任する場合は、会長に辞任届けを提出し、会長はこれを社員総会に報告しなければならない。

- 2 役員は、会長が前項の報告を社員総会にした時をもって、辞任したものとする。

(解任)

第30条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為がありと認められるとき

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることが出来る。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の責務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責務免除)

第33条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事及び監事(理事及び監事であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事及び監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限度とする契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の決議を経て社員総会で承認する。

3 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、理事会に対し、意見を述べることができる。

第5章 理 事 会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事会をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、業務執行理事(専務理事を含む。)の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が召集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が召集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、議事録署名人を出席理事の中から2名指名する。

3 議長、前項の理事2名及び出席した監事は、第1項の議事録に署名押印する。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規定による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決を得て、会長が別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資金及び会計

(事業年度)

第51条 当法人の事業年度は、毎月4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第52条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第53条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(剰余金の処分制限)

第54条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の配分を行うことはできない。

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとし、各会員に分配しない。

第9章 事務局

(設置等)

第58条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第60条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員)

第61条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事（会長）	水永	正憲
設立時理事（副会長）	金丸	恵一
設立時理事（副会長）	岩室	富雄
設立時理事（副会長）	東	行男
設立時理事（副会長）	小谷	謹一
設立時理事（副会長）	柳田	正喜
設立時理事（副会長）	高見	謙二
設立時理事（専務理事）	甲斐	国征
設立時理事	岩佐	美基
設立時理事	木村	隆次
設立時理事	柳田	良一

設立時理事	染矢	儀傳
設立時理事	花田	寔
設立時理事	山本	照弘
設立時理事	甲斐	茂雄
設立時理事	阿部	良雄
設立時理事	興梠	理一郎
設立時理事	佐藤	博
設立時理事	保田	篤則
設立時理事	福村	正勝
設立時理事	小泊	建二
設立時理事	大石	彰
設立時理事	矢頭	重信
設立時理事	西野	正行
設立時理事	佐藤	直子
設立時代表理事	水永	正憲
設立時理事	河野	正
設立時理事	河野	裕一
設立時理事	赤藤	忠

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第62条 設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりである。

設立時社員 住所 宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目216番地
氏名 水永 正憲

住所 宮崎県延岡市本小路216番地1
氏名 甲斐 国征

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人延岡市体育協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年9月2日

設立時社員 水 永 正 憲

設立時社員 甲 斐 国 征